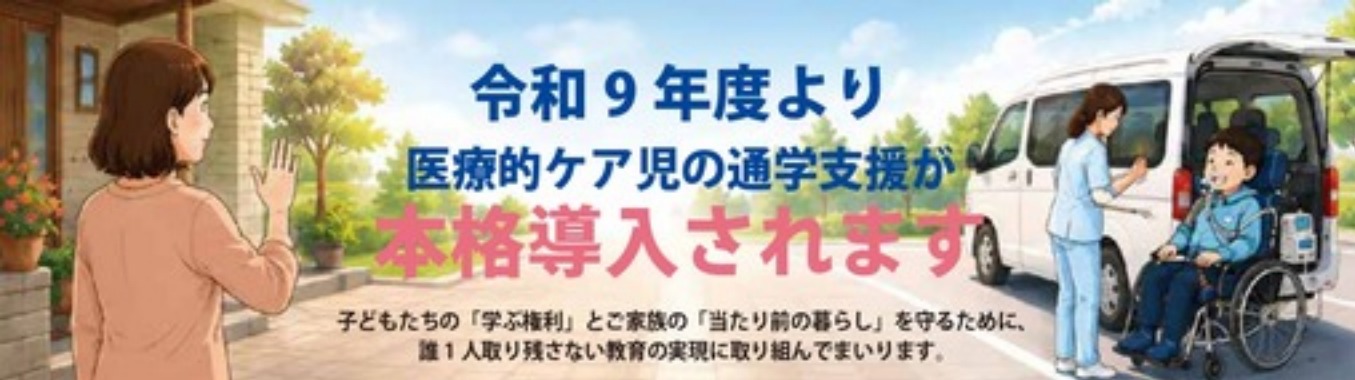




私たち岐阜県議会特別支援教育振興議員連盟の取り組みが医療的ケア児とご家族の支援の一助となりました。

質問

特別支援学校における 医療的ケア児への通学支援について

医療的ケアが必要な児童生徒の保護者負担を軽減する取組の一つとして実施してきた通学支援モデル事業について、これまでの成果と課題を踏まえ、今後どのように取り組まれるか、お聞かせください。(令和8年3月13日 一般質問)

答弁

教育長

医療的ケアが必要な児童生徒が、校外学習や宿泊を伴う修学旅行等に参加する際には、以前は保護者が同伴しないと欠席せざるを得ない状況でしたが、令和6年度までに看護師が同行できるように体制を整え、保護者の負担軽減を図ってきたところです。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、通学時に医療的ケアが必要な児童生徒は、スクールバスが利用できず、保護者による毎日の送迎が必要であるため、保護者にとっては、いまだに大きな負担になっていると認識しております。

現在、対象となる県立の特別支援学校の児童生徒は72名で、その約9割の保護者が通学支援を希望しております。

令和7年度の通学支援モデル事業では、これまでに3校で3人、延べ15回実施しており、保護者からは子どもを自宅で見送れる喜びの声がある一方、看護師や車両の確保が負担であるという声もあります。

そこで、令和8年度は、看護師と車両を手配する事業者と連携し、県内全域で5校5人、延べ25回に拡充するとともに、この事業の課題を検証し、将来的な事業の在り方、すなわちこうした児童生徒及び家族に対する支援の在り方を検討してまいります。

初めて相談を受けてから、4年以上が経過しました。

限られた財源と権限。そして、かかりすぎた時間。政治はどこからどこまでのサービスを税金で公共サービスとして実施していくのか決断する責務があります。

国では今国会にて、医療的ケア児支援法の施策を大きく前進させる改正が行われ、
令和8年7月24日に参議院本会議で全会一致により可決・成立した。

改正のポイント

- 1 支援対象を18歳以上にも拡大
- 2 家族支援をさらに強化
レスパイト(家族の休息)や一時預かり、
夜間を含む在宅支援など、
保護者の負担軽減をさらに進める内容が盛り込まれた。
- 3 重症心身障害者も対象に追加
- 4 都道府県における医療的ケア児等支援センター
- 5 就学後だけでなく就労まで支援

※法律の名称も、従来の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」から、医療的ケア児等や、重症心身障害者、その家族まで対象を広げた「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」へと変更されることとなった。

岐阜県議会議員 恩田佳幸 事務所

〒501-2104 岐阜県山県市東深瀬846-1 TEL0581-32-9597 FAX0581-32-9598

討議資料

HP 恩田 佳幸 検索



POTENTIAL

We are in the age of seeking mental happiness, not only with materialistic, quantitative wealth, but also spiritual, qualitative values.

活動報告 Vol. **52** 挑戦せずして、未来が開けますか。



県政報告

特別支援学校における
医療的ケア児への
通学支援について

おんだ

よしゆき

恩田 佳幸

特別支援学校における 医療的ケア児への 通学支援について

「自宅の玄関で『行ってらっしゃい』
と送り出したい」

医療的ケアが必要な子どもたちと
その家族が安心して学び続けられる環境づくりを進めます。

現状と課題

医療的ケア児とは？

人工呼吸器、たんの吸引、経管栄養など、日常的に医療的ケアが必要な子どもたちです。
医療技術の進歩により、在宅で生活する医療的ケア児は増加しており、教育環境の整備が
全国的な課題となっています。



岐阜県の取組（スクールバスの台数の推移）

県教育委員会では「第4次子どもかが
やきプラン」に基づき、多様な学びの場
の整備、学びのスタイルの充実、スクー
ルバスの拡充を進めています。

平成19年
28台



大幅に増加しました

令和8年
76台

しかし・・・

**医療的ケアが必要な児童生徒は
スクールバスを利用できません**

安全確保の観点から、保護者が毎日送迎を担っているのが現状です。

保護者の負担

年間約200日の送迎を続ける中で、身体的・精神的負担は非常に大きくなっています。



長時間の移動



きょうだいの
世話



仕事との両立



急な体調変化
への対応

通学の問題は、
単なる移動手段ではなく、
家族全体の生活基盤に
深く関わる課題です。



保護者の皆さんの声を形に



「自宅の玄関で『行ってらっしゃい』
と送り出したい」

初めて保護者の皆様からご相談をいただいたの
は、今から約4年前のことでした。

保護者の方からは、「毎日の送迎に1時間以上
かかっても、親として責任を持って続けます。

しかし、仕事をしなければ生活はできませんし、きょう
だいの世話もしなければなりません。何とか送迎の
制度化をご検討いただけないでしょうか。」という切
実な声をお聞きました。

このご相談をきっかけに、医療的ケア児とそのご
家族が抱える現実や負担の大きさを改めて認識し、
その後の政策提案や制度実現に向けた活動の原点
となりました。

医療的ケア児支援法とは 令和3年9月施行

人工呼吸器やたんの吸引、経管栄養など、日常的
に医療的ケアが必要な子ども（医療的ケア児）と、そ
の家族を社会全体で支えることを目的として、令和3
年（2021年）9月に施行されました。

医療的ケア児を法律上で定義し、国や地方自治体
が医療的ケア児の支援を行う義務を負うことを日本
で初めて明文化した法律です。

医療的ケア児の通学支援についての アンケート 令和7年9月実施



多くのご家庭が通学支援を必要としていることか
ら、県としても、より多くのご家庭の支えとなる施策
の実現に向けて取り組みます。

現在の状況

対象となる県立特別支援学校の
児童生徒は **72名**



約**9割**の保護者が
通学支援を
希望しています。

保護者と事業者の 主体的な行動が行政を動かす

保護者の皆様からは、医療的ケア児の送迎に伴う
負担を軽減するため、新たに送迎を担う団体を立ち
上げるというご提案をいただきました。

また、県内各地の事業者の皆様からも、医療的ケア
児の送迎支援に協力したいとの力強い賛同をいただ
きました。

こうした保護者と事業者の皆様による主体的な行
動が行政を動かし、モデル事業の実施、さらには事業
の拡充へとつながりました。そして、医療的ケア児と
その家族を支える支援の輪は、県内全域へと着実に
広がっています。

令和7年度モデル事業

3校 3人 延べ15回実施



保護者からは「子どもを自宅
で見送れる喜びの声」がある一
方、看護師や車両の確保が負
担であるという声もあります。

令和8年度はさらに拡充

5校 5人 延べ25回に拡充



看護師と車両を手配する事業者
と連携し、県内全域で実施すると
ともに、この事業の課題を検証し、将
来的な事業の在り方を検討してま
いります。